

議案第 8 1 号

四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 6 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

四万十町福祉医療費助成に関する条例（平成18年四万十町条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号ア（ア）中「第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同号ア（ウ）中「障害者自立支援法第 5 条第22項」を「障害者総合支援法第 5 条第26項」に改め、同号ア（エ）中「共同生活介護又は」を削り、同号イ中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同号エ中「障害者自立支援法第 5 条第22項」を「障害者総合支援法第 5 条第26項」に改め、同号オ中「共同生活介護又は」を削る。

第 7 条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。